株式会社ひろしまイノベーション推進機構の情報公開に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、株式会社ひろしまイノベーション推進機構の情報公開に関する規程第 2条の規定に基づき、株式会社ひろしまイノベーション推進機構(以下「本法人」という。) が保有する情報の公開に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

- 第2条 この要綱において「法人文書」とは、本法人の役員又は職員(以下「役職員」という。)が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真及び電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。)であって、本法人の役職員が組織的に用いるものとして、本法人が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。
- (1) 官報,公報,白書,新聞,雑誌,書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの
- (2) 一般の利用に供することを目的として管理しているもの

(責務等)

- 第3条 本法人は、情報の公開に当たっては、個人に関する情報がみだりに公にされること のないよう最大限の配慮をするものとする。
- 2 本法人は、この要綱の定めるところにより法人文書の開示の申出をしようとするものに 対して、開示する法人文書により得た情報を適正に使用するよう求めるものとする。

(開示の申出ができるもの)

第4条 何人も、本法人に対して、法人文書の開示の申出をすることができる。

(開示申出の方法)

- 第5条 前条の規定による開示の申出(以下「開示申出」という。)をしようとするものは、本法人に対して、次に掲げる事項を記載した別記様式第1号による開示申出書を提出しなければならない。ただし、本法人が当該開示申出書の提出を要しないと認めるときは、この限りでない。
 - (1) 氏名又は名称及び住所又は事務所若しくは事業所の所在地並びに法人その他の団体にあってはその代表者の氏名
 - (2) 開示申出をしようとする法人文書を特定するために必要な事項
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、本法人が定める事項
- 2 本法人は、前項の開示申出書に形式上の不備があると認めるときは、開示申出をしたもの(以下「開示申出者」という。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めるものと

する。この場合において、本法人は、開示申出者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

(開示申出に対する措置)

- 第6条 本法人は、開示申出に係る法人文書の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定(以下「開示決定」という。)をし、開示申出者に対し、その旨並びに開示をする日時及び場所を、全部を開示するときにあっては別記様式第2号により、一部を開示するときにあっては別記様式第3号により通知するものとする。
- 2 本法人は、開示申出に係る法人文書の全部を開示しないとき(第11条の規定により開示申出を拒否するとき及び開示申出に係る法人文書を保有していないときを含む。以下同じ。)は、開示しない旨の決定をし、開示申出者に対し、その旨を別記様式第4号(第11条の規定により開示申出を拒否するときにあっては別記様式第5号、開示申出に係る法人文書を保有していないときにあっては別記様式第6号)により通知するものとする。
- 3 本法人は、前2項の規定により開示申出に係る法人文書の全部又は一部を開示しないと きは、開示申出者に対し、当該各項に規定する書面によりその理由を示すものとする。

(開示決定等の期限)

- 第7条 本法人は、開示申出があったときは、開示申出があった日から15日以内に前条第 1項又は第2項の決定(以下「開示決定等」という。)をするものとする。ただし、第5条 第2項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に 算入しない。
- 2 本法人は、事務処理上の困難その他正当な理由により、前項に規定する期間内に開示決 定等をすることができないときは、その期間を延長することができる。この場合において、 本法人は、開示申出者に対し、速やかに延長後の期間及び延長の理由を別記様式第7号に より通知するものとする。

(開示の実施方法)

- 第8条 本法人は、開示決定をしたときは、速やかに開示申出者に対し、法人文書を開示するものとする。
- 2 法人文書の開示は、文書、図画又は写真については閲覧又は写しの交付により、電磁的 記録についてはこれらに準じる方法としてその種別、情報化の進展状況等を勘案して本法 人が定める方法により行うものとする。
- 3 本法人は、開示申出に係る法人文書の開示をすることにより、当該法人文書を汚損し、 又は破損するおそれがあると認められるときその他相当の理由があるときは、前項の規定 にかかわらず、当該法人文書の開示に代えて、当該法人文書を複写したものにより、これ を行うことができる。

(法人文書の開示)

- 第9条 本法人は、開示申出があったときは、開示申出に係る法人文書に次の各号に掲げる 情報(以下「不開示情報」という。)のいずれかが記録されている場合を除き、開示申出者 に対し、当該法人文書を開示するものとする。
 - (1) 法令,条例,規則等(以下「法令等」という。)の定めるところにより,又は本法人が法令等の規定により従う義務を有する国若しくは地方公共団体の指示により,開示することができないと認められる情報
 - (2) 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。
 - イ 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報
 - ロ 人の生命,身体,健康,生活又は財産を保護するため,公にすることが必要であると認められる情報
 - ハ 当該個人が公務員等(国家公務員法(昭和22年法律第120号)第2条第1項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第2項に規定する特定独立行政法人及び日本郵政公社の役員及び職員を除く。),独立行政法人等(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号)第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。)の役員及び職員,地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。)の役員及び職員をいう。)である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分
 - (3) 法人その他の団体(国,独立行政法人等,地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。) に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって,公にすることにより,当該法人等又は当該個人の権利,競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの。ただし,人の生命,身体,健康,生活又は財産を保護するため,公にすることが必要であると認められる情報を除く。
 - (4) 公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公 共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると本法人が認めることにつき相当 の理由がある情報
 - (5) 本法人並びに国,独立行政法人等,地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相 互間における審議,検討,協議,調査研究等に関する情報であって,公にすることによ り,率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ,不当に県

民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え,若しくは不利益を 及ぼすおそれがあるもの

- (6) 本法人又は国,独立行政法人等,地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務 又は事業に関する情報であって,公にすることにより,次に掲げるおそれその他当該事 務又は事業の性質上,当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの イ 契約,入札,交渉,渉外又は争訟に係る事務に関し,本法人,国,独立行政法人 等,地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を 不当に害するおそれ
 - ロ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ
 - ハ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ
 - ニ 本法人, 国若しくは地方公共団体が経営する企業, 独立行政法人等又は地方独立 行政法人に係る事業に関し, その企業経営上の正当な利益を害するおそれ
- (7) 本法人の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供された情報であって、法人 等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を 付することが当該情報の性質、当該情報が提供された当時の状況等に照らして合理的で あると認められるもの。ただし、人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、 公にすることが必要であると認められる情報を除く。
- (8) 本法人が保持する情報で、契約等により、本法人が秘密保持義務を負うこととされているもの

(部分開示)

- 第10条 本法人は、開示申出に係る法人文書に不開示情報とそれ以外の情報とが記録されている場合において、不開示情報が記録されている部分を容易に、かつ、開示申出の趣旨を損なわない程度に分離することができるときは、当該不開示情報が記録されている部分を除いて、当該法人文書を開示するものとする。
- 2 開示申出に係る法人文書に前条第2号に該当する情報(特定の個人が識別され,又は識別され得るものに限る。)が記録されている場合において,当該情報のうち,特定の個人が識別され,又は識別され得ることとなる記述等の部分を除くことにより,公にしても,個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは,当該部分を除いた部分は,同号の情報に含まれないものとみなして,前項の規定を適用する。

(法人文書の存否に関する情報)

第11条 開示申出に対し、当該開示申出に係る法人文書が存在しているか否かを答えるだけで、保護されるべき利益を損なうこととなるときは、本法人は、当該法人文書の存否を明らかにしないで、当該開示申出を拒否することができる。

(第三者に対する意見照会)

第12条 開示申出に係る法人文書に本法人及び開示申出者以外のもの(以下この条において「第三者」という。)に関する情報が記録されているときは、本法人は、開示決定等をするに当たって、必要と認められる場合は、当該情報に係る第三者に対し、別記様式第8号により意見を求めるものとする。

(費用負担)

- 第13条 第4条の規定による申出に係る法人文書の写しの交付等を受けるものは、次に定める費用を負担しなければならない。
 - (1) 複写機により単色刷りとした用紙 (A3版まで) 1枚につき 10円
 - (2) 前号以外のものによる写し 当該写しの交付に要した費用(写しの作成を委託した場合における委託に要した費用等)の実費相当額
 - (3) 郵送 郵送に要する実費相当額

(不服申立て)

第14条 法人文書の開示決定等については、行政不服審査法(昭和37年法律第160号) に基づく不服申立ての対象にすることはできないものである。

(情報提供の推進)

第15条 本法人は、この要綱により法人文書の開示を実施するほか、本法人の設立趣旨を 踏まえ、本法人が運用するファンドの出資者、ファンドの投資先企業並びに投資検討対象 企業等関係者に十分配慮しつつ、県民が必要とする情報を提供するよう努めるものとする。

(雑則)

第16条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、代表取締役 社長が別に定める。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、平成26年10月23日から施行する。

(適用範囲)

2 この要綱の規定は、本法人の設立の日以後に作成し、又は取得した法人文書について適 用する。 (別記)

様式第1号(第5条関係)

法人文書開示申出書

/ + /	4 17 14	•	, – , –	-		
			平成	年	月	日
棯	Ŕ					
			郵便番号			
住所又	は法人等の所	在地				
氏名又は	法人等の名称・代	表者名				
連	絡	先	電話()	_	

株式会社ひろしまイノベーション推進機構の情報公開に関する要綱第5条第1項の規定に 基づき、次のとおり法人文書の開示の申出をします。

法人文書の件名又は内容 (できるだけ具体的に記 載してください。)							
開示の方法の区分(希望する対法を〇で囲んでください。)	1 2	閲 覧 写しの交付	(郵送等の希望	有	•	無)

<職員記載欄> この欄には、記載しないでください。

担	当	部	署	
備			考	

法人文書開示決定通知書

 第
 号

 平成
 年
 月

 日

様

印

平成 年 月 日付けで開示申出のあった法人文書については、株式会社ひろしまイノベーション推進機構の情報公開に関する要綱第6条第1項の規定により、次のとおり開示することを決定しました。

法	人文	書	の件	: 名	_						
開	示	Ø	日	時	平成	年	月	日	時以後		
開	示	0	場	所							
担	当		部	署	電話	. ()		_	内線	
備	}. 1 2. 1			考							

注意事項

- 1 法人文書の開示を受ける際は、この通知書を担当者に提示してください。
- 2 指定された日時又は場所が都合の悪い場合は、あらかじめ担当部署に連絡してください
- 3 法人文書の開示により得た情報は、適正に用いなければなりません。
- 注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

法人文書部分開示決定通知書

 第
 号

 平成
 年
 月

 日

様

印

平成 年 月 日付けで開示申出のあった法人文書については、株式会社ひろしまイノベーション推進機構の情報公開に関する要綱第6条第1項及び第10条第1項の規定により、次のとおり部分開示することを決定しました。

法人文書の件名					
部分開示の日時	平成	年 月	日	時	以後
部分開示の場所					
開示しない部分及びその理由	株式会社ひ 綱第9条第			ョン推込	単機構の情報公開に関する要
担当部署	電話()		_	内線
備 考					

注意事項

- 1 弊社は会社法(平成17年法律第86号)に基づく株式会社であり、この通知に対して、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)に基づく不服申立てを行うことはできません。
- 2 法人文書の開示を受ける際は、この通知書を担当者に提示してください。
- 3 指定された日時又は場所が都合の悪い場合は、あらかじめ担当部署に連絡してください。
- 4 法人文書の開示により得た情報は、適正に用いなければなりません。
- 注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

法人文書不開示決定通知書

 第
 号

 平成
 年
 月

 日

様

印

平成 年 月 日付けで開示申出のあった法人文書については、株式会社ひろしまイノベーション推進機構の情報公開に関する要綱第6条第2項の規定により、次のとおり開示しないことを決定しました。

法人文	書の作	件 名	
開示し	ないヨ	理由	株式会社ひろしまイノベーション推進機構の情報公開に関する 要綱第9条第 号に該当
担当	部	署	電話() 一 内線
備		考	弊社は会社法(平成17年法律第86号)に基づく株式会社であり、この通知に対して、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)に基づく不服申立てを行うことはできません。

法人文書存否応答拒否通知書

 第
 号

 平成
 年
 月

 日

様

印

平成 年 月 日付けで開示申出のあった法人文書については、株式会社ひろしまイノベーション推進機構の情報公開に関する要綱第6条第2項及び第11条の規定により、 次のとおり存否応答を拒否します。

開示申出に係る法人文書の件名又は内容	
存否応答拒否の 理 由	法人文書が存在しているか否かを答えるだけで,保護されるべき利益を損なうこととなるため
担 当 部 署	電話() 一 内線
備考	弊社は会社法(平成17年法律第86号)に基づく株式会社であり、この通知に対して、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)に基づく不服申立てを行うことはできません。

法人文書不存在通知書

 第
 号

 平成
 年
 月

 日

様

印

平成 年 月 日付けで開示申出のあった法人文書については、次のとおり法人文書を保有していないため、開示することができません。

開示申出に係る法人文書の件名又は内容	
法人文書を保有していない理由	1 作成又は取得していないため 2 保存年限満了による廃棄のため 3 その他()
担当部署	電話() 一 内線
備考	弊社は会社法(平成17年法律第86号)に基づく株式会社であり、この通知に対して、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)に基づく不服申立てを行うことはできません。

決定期間延長通知書

 第
 号

 平成
 年
 月

 日

様

印

平成 年 月 日付けで開示申出のあった法人文書については、株式会社ひろしまイノベーション推進機構の情報公開に関する要綱第7条第2項の規定により、次のとおり決定期間を延長します。

法人文書の件名					
決定期間の満了日	平成	年	月	日	
延長後の決定期間	平成	年	月	日まで	
延長の理由					
担当部署	電話()	一 内線	
備考	り,この通	知に対	けして、	7年法律第86号)に基づく株式会 行政不服審査法(昭和37年法律第 を行うことはできません。	

情報公開に関する意見照会書

 第
 号

 平成
 年
 月

 日

様

印

株式会社ひろしまイノベーション推進機構の情報公開に関する要綱第5条第1項の規定に 基づき、次のとおり、 に関する情報が記録された法人文書について、開示 申出がありました。

ついては、当該法人文書の開示決定等に関して、同要綱第12条の規定により意見を求めますので、平成 年 月 日までに書面により回答してください。

なお、平成 年 月 日までに回答がない場合は、意見がないものとして処理します。

· •							
開示申出に係る法人文書の件名							
開示申出に係る法人 文書に記録されてい る に関する情報の内容							
開示申出があった日	平成	年	月	日			
意見書の提出先	電話()		_	内線	
備考							